

# 2023年5月号

## FP武蔵野グループ



### ペイオフについて再確認しておこう

最近アメリカでいくつかの銀行が破綻したことがニュースで報じられ、日本で銀行が破綻したらどうなるか気になっている人がいるかもしれません。銀行が破綻すると預けているお金はどうなるのでしょうか？ペイオフについて再確認しましょう。

万が一、銀行が破綻した場合、預金保険制度によって、銀行に預けていた預金は一定額まで保護される仕組みになっています。銀行が破綻しても預金保険機構が代わりに支払いをしてくれるもので、ペイオフといいます。

ペイオフでは預金の種類によって保護される金額の上限に違いがあります。

- ・ 全額保護

決済性預金：当座預金、利息の付かない普通預金

- ・ 金融機関ごとに1人当たり、元本1000万円＋利息までを保護

一般預金等：普通預金（利息の付くもの）、貯蓄預金、定期預金、財形貯蓄、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託（ビック等）など

- ・ 保護の対象外

外貨預金、譲渡性預金、元本補てん契約のない金銭信託（ヒット等）など

銀行にはさまざまな種類の預金がありますが、預金保険の対象かどうかの記載があるので、気になる人は事前に確認しておきましょう。

同じ金融機関に複数の口座を持っている場合、「名寄せ」という手続きで合算された金額について、元本1000万円＋利息までが保護の対象となります。複数の支店に口座がある場合や財形貯蓄で預金をしている場合は注意しましょう。

例えば、普通預金で 500 万円、定期預金で 800 万円を預けている人の場合は合計 1300 万円となり、この場合 1000 万円＋利息までしか保護されません。

ペイオフ対策として、1000 万円ずつ別々の銀行に預けるのも 1 つの方法です。ただし、通帳やカードが複数になることで管理が大変になるかもしれません。また、預金者が亡くなった場合は相続の手続きの手間も増えることになります。

別の方法として、「利息の付かない普通預金」の利用があります。銀行の普通預金には、一般的な利息の付くタイプのほかに、利息のつかないタイプがあります。利息のつかないタイプの普通預金は全額保護の対象ですので、1000 万円以上預けても全額保護されます。

また、銀行で「投資信託」や「国債」を購入された場合、購入した銀行が破綻しても影響はありません。預金と違って、投資信託には別の資産保全の仕組みがあり、国債は元本と利息の支払いを国が約束している商品だからです。

過去の金融危機を教訓に、以前と比べると銀行の財務も強固になっています。それでも万が一の備えを知っておくことは大切です。しばらく話題にならなかったペイオフですが、この際に改めて確認しておくといよいでしょう。

伊達 寿和 (CFP®認定者)

以上